

各 { 都道府県  
市  
特別区 } 水道行政担当課長 殿

各国土交通大臣認可 { 水道事業者  
水道用水供給事業者 } 殿

国設専用水道の設置者 殿  
(各地方整備局等水道担当経由)

国土交通省水管理・国土保全局  
水道事業課企画専門官

サイバーセキュリティ対策に係る水道施設の技術的基準に関してよくある質問 (FAQ)  
について (令和8年6月12日時点版)

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を頂き御礼申し上げます。

水道における情報セキュリティ対策につきましては、令和7年2月28日付国水水第399号国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長通知(「水道施設の技術的基準を定める省令の一部改正について」の一部改正について)により、水道施設が備えるべき要件のうち、サイバーセキュリティを確保するために必要な措置に係る留意事項を示してきたところで

す。今般、これまでにいただいた質問等を踏まえて「サイバーセキュリティ対策に係る水道施設の技術的基準に関してよくある質問 (FAQ) について」(令和8年3月24日付事務連絡)を改正し、問9を追加しましたので送付します。

つきましては、国土交通大臣認可の水道事業者及び水道用水供給事業者並びに国設専用水道の設置者におきましては、本FAQを参考に、引き続き情報セキュリティ対策の徹底をお願いいたします。

また、都道府県におきましては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者(国設専用水道の設置者を除く。)並びに町村に対して、市及び特別区におきましては、貴管内の専用水道の設置者(国設専用水道の設置者を除く。)に対して、本FAQを参考に、引き続き情報セキュリティ対策を徹底するよう周知をお願いいたします。

【連絡先】

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課水道計画指導室  
サイバーセキュリティ対策担当(池本、下平)  
TEL 代表 03-5253-8111(内線 34436)